

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年11月22日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

## 秋田県後期高齢者医療広域連合条例第7号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成29年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下、「会計年度任用職員」という。）の期末手当の支給については、秋田県育児休業条例第7条の規定を準用する。

第9条中「任期付職員」の次に「及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員」を加える。

第21条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、秋田県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第 号）第11条又は第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。